

例規等の改正案について

1 3月施行の方針の策定について

芽室町サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について

(1) 趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、地方公共団体等におけるサイバーセキュリティを確保するための方針策定が義務付けられ、本町においては、既存の「芽室町情報セキュリティポリシー」の基本方針の見直しを行ったものを当該方針として位置付け、議会を含む各執行機関で共同策定したものの。

(2) 共同策定した執行機関

町、地方公営企業、議会、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会

(3) 施行年月日

令和 8 年 3 月 13 日

(4) 公表等について

策定した方針については、地方自治法第 244 条の 6 第 2 項の規定に基づき、町公式ホームページにて公表。

2 5月に改正を予定している条例について（5月臨時会議）（別紙参照）

芽室町議会基本条例の一部改正について

<改正理由>

多額の経費が見込まれる芽室公園全体の再整備事業に対し、議会が適正な監視とチェックを行うため、議決事項に「芽室公園再整備基本計画」を規定する。

※第 25 回議会運営委員会（R8. 3. 16）及び第 21 回全員協議会（R8. 3. 24）協議済み

議会基本条例の改正概要案（令和8年5月提案）について

1 経 過

町が計画している「芽室公園Park-PFI事業（以下「Park-PFI事業」という。）」は単なる公園整備ではなく、芽室公園全体の再整備構想のエリアに含まれる大型事業であり、また、周辺の社会体育施設等と密接に関連した総合的な公共事業であることから、令和7年度は合同委員会（総務経済・厚生文教両常任委員会）において、3度（7月29日、1月15日・28日）にわたり調査を行ってきた。

このほど、「Park-PFI事業」の公募結果と共に概算事業費が公表され、20年に及ぶ事業が具体的に進行していくことになるが、総事業費は明確になっていない実態である。「Park-PFI事業」の性格上、事業者と協議を重ねながら個別具体の事業内容や事業経費が確定していくことは一定理解するものの、芽室公園全体の再整備事業についても多額の経費が見込まれる。

これらのことから、この全体計画（整備内容・規模・事業費等）に対して、適時・的確かつ適正な監視とチェックを行使するための対策及び手法を下記のとおり議会運営委員会で決定し（3月16日）、全員協議会で共通認識を図り（3月24日）整理したものである。

2 対応・対策

- (1) 芽室公園再整備基本計画（整備概要・規模、事業費等）を議決事項に規定する（地方自治法第96条第2項）。
- (2) 芽室町議会基本条例を一部改正（第14条／議決事項の拡大）する。
（改正予定時期：令和8年5月臨時会議）

3 調査手法

芽室公園再整備基本計画（令和9年3月策定予定）について、次年度の総務経済常任委員会抽出事業として、「2：対応・対策」を経て、計画的に重点調査することを検討する。

議会関連例規の取扱いについて

1 議会関連例規の取扱いについて

(1) 趣 旨

芽室町議会に関する条例、規則、要綱、要領等（以下「例規」という。）について、制定、改正、廃止等（以下「制定等」という。）の事務手順を定めようとするものです。

(2) 現 状

例規の制定等については、上位法の改正に基づく必須義務の手続きを始め、本町議会が独自に課題解決や新たな制度を運用するためのものもあります。

しかしながら、この事務手順について、現時点で明確になっていないため、この機に、議会運営委員会として「基本的な考え方」を整理しようとするものです。

(3) 基本的な考え方について

ア 上位法等の改正に伴う改正等（制定、廃止含む）の場合

上位法が定める趣旨を踏まえつつ、毎年9月定例会議への提案を基本とする。ただし、改正時期が遅れることにより、地域住民等への著しい不利益や公務への支障を及ぼす恐れがある際は、すみやかに直近の定例会議等において関係議案を提案するよう努めることとする。

イ 芽室町議会独自の改正等（制定、廃止含む）の場合

前項と同様とする。ただし、条例、規則以外は、随時、改正することができることとする。

ウ 改正等の事務手順

議会運営委員会で協議し、全員協議会に諮り決定する。